

静止気象衛星ひまわりの運用等事業を、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 7 条の規定に基づき、特定事業に選定したので、同法第 11 条第 1 項の規定により、客観的な評価の結果を公表します。

令和 7 年 2 月 28 日

国土交通大臣 中野 洋昌

静止気象衛星ひまわりの運用等事業 特定事業の選定について

1. 事業の概要

(1) 事業名称

静止気象衛星ひまわりの運用等事業

(2) 事業の対象となる公共施設等の種類

静止気象衛星の衛星管制を行うために必要な施設

(3) 公共施設等の管理者等

国土交通大臣 中野 洋昌 (国土交通省設置法 (平成 11 年法律第 100 号) 第 47 条に
基づき国土交通大臣の事務をつかさどる者
気象庁長官 野村 竜一)
国立研究開発法人情報通信研究機構 理事長 徳田 英幸

(4) 特定事業に係る業務の概要

選定された民間事業者 (以下「落札者」という。) は、本事業の遂行のみを目的とした会社法 (平成 17 年法律第 86 号) に定められる株式会社 (以下「SPC」という。) を設立し、以下の業務を実施する。

① 地上施設の概要

本事業の対象となる地上施設 (以下単に「地上施設」という。) は、本事業衛星の衛星管制及び観測データの受信・処理・伝送に必要な施設及び設備である。

② 地上施設の整備等に関する業務

SPCは、地上施設の整備等を行う。地上施設については、必ずしも全てについて自ら所有権を有している必要はないが、本事業の事業期間が終了するまで又は本事業衛星の軌道外投棄が終了するまでのいずれか遅い時点 (以下「事業期間終了時点」という。) まで、確実に使用権原を確保すること。

なお、SPCは、(8) に示すとおり、現行事業で使用している設備の一部を引き継いで使用することができる。

③ 地上施設の維持管理等に関する業務

SPCは本事業の事業期間中、地上施設の維持管理等を行うとともに、必要に応じて地上施設の更新を行う。

④ 本事業衛星の運用に関する業務

S P Cは本事業の事業期間中、本事業衛星の運用に関する以下の業務を行う。

- ・衛星管制に係る業務
- ・気象センサデータ及び宇宙環境センサデータに係る業務
- ・通報局資料に係る業務

⑤ N I C Tとの共同実施による業務

本事業において運用するひまわり 10 号は、気象庁（以下「国」という。）の気象センサに加え、国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「N I C T」という。）の宇宙環境センサも同時搭載される計画である。

S P Cは、ひまわり 10 号の運用期間中、本事業で整備した地上施設において、ひまわり 10 号から、気象ミッションデータ（イメージャ、サウンダ、通報局のデータ）及び宇宙環境センサデータを受信し、気象庁及びN I C T（以下総称して「国等」という。）それぞれに提供を行う。

（5）事業方式

本事業は、S P Cが自らの資金で地上施設の整備及び維持管理を行うとともに、これらを用いて本事業衛星の運用業務を行う。なお、本事業を国有地を使用して実施する場合は、事業期間終了時点の後、建物は国に無償で譲渡し、それ以外の地上施設については、事業期間終了時点でS P Cが撤去するものとし、民有地を使用して実施する場合は、事業期間終了時点後も地上施設は国等に譲渡を行わないものとする。

（6）事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結の日から令和 26 年 3 月末までとする。

なお、国等が実施する事業の要請により、事業期間終了時に本事業衛星の軌道外投棄が終了していなかった場合、本事業衛星の軌道外投棄が終了するまで、国等はS P Cに事前に通告することにより、本事業の事業期間を延長することができる。

（7）本事業の実施に要する費用に関する事項

本事業は、いわゆるサービス購入型によって実施するものとし、S P Cが本事業を実施するにあたり要する費用を、国等が事業契約に基づき、本事業衛星の運用等事業を開始してから事業期間終了までの期間にわたり支払うこととする。

（8）現行事業で使用している設備を使用する場合の条件

本事業では、現行事業で使用している設備の一部（以下「既存アンテナ等」という。）

を使用し、本事業衛星の衛星管制や観測データの受信等の業務を行うことができるものとする。

既存アンテナ等は、現行事業の終了予定日である令和12年3月末日まで現行運用事業者が所有しているため、既存アンテナ等を本事業で使用する場合、SPCは、現行事業が終了し、SPCによるひまわり9号の運用が開始される日に、既存アンテナ等を現行運用事業者から譲り受け、既存アンテナ等を所有するものとする。

なお、本事業における既存アンテナ等の使用は、民間事業者の自主的な提案によるものとし、既存アンテナ等の使用に係る責任は、民間事業者が負担することを前提とする。

(9) SPCへの支援

SPCは、ひまわり10号の運用について、ひまわり10号の衛星メーカーから運用訓練等の支援を受けることができる。またひまわり9号の運用引継ぎについて、ひまわり9号の衛星メーカー及び現行運用事業者から、ひまわり9号の運用訓練等の支援を受けることができる。

(10) 附帯事業を実施する場合の条件

SPCは、附帯事業を行うことができるものとする。

附帯事業は、本事業（特定事業）からは分離し、民間事業者自らの責任及び費用負担において実施するものであり、附帯事業に伴うリスクを国等及び本事業に極力及ぼさないよう実施することを求める。

(11) 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

① 地上施設の立地に関する事項

国は、本事業を実施するための地上施設の立地場所として、埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸1440-1に事業実施用地を確保することとしている。

民間事業者の自主的な提案により国が確保する事業実施用地以外に地上施設を整備する場合は、原則として民間事業者が要求水準書の条件を満たす事業実施用地及び建物を自ら確保すること。ただし、事業期間終了時点まで本事業を実施するために必要な使用権原が確保されることを条件として、賃貸借によることもできる。

② 地上施設の規模に関する事項

SPCは、要求水準書に示された本事業衛星の諸元並びに地上施設の要件に留意するものとする。

③ 土地に関する事項

国は、事業期間終了時点まで、選定事業の用に供するため、SPCからの求めに応

じ国有財産である事業実施用地を一括してSPCに無償で貸し付けることを予定している。

2. P F I 事業として実施することの客観的評価

(1) コスト算出による定量的評価

本事業について、国等が直接実施する場合と P F I 事業として実施する場合を比較し、P F I 事業により得られる定量的効果について分析を行った。

① 前提条件

国等の財政負担の比較を行うに当たっての前提条件を「別紙 定量的評価の根拠」のとおり設定した。なお、これらの前提条件は国等が独自に設定したものであり、実際の事業者の提案内容を制約するものではない。

② 評価結果

本事業を P F I 事業として実施する場合には、国等が直接実施する場合に比べて、本事業に必要な国等の財政負担は、現在価値ベースで約 2%軽減されることが期待できる。

(2) P F I 事業として実施することの定性的評価

本事業を P F I 事業として実施する場合には、一般的な P F I 事業と同様、次のような定性的効果が期待される。

- ・民間ノウハウの活用及び国等のモニタリングによる安定した運用の実現
 - ・施設整備、維持管理及び運用の一括発注による業務の効率化
- 加えて、本事業特有の観点から、次のような定性的効果が期待される。
- ・極めて公共性の高いインフラであるひまわり 10 号の設計寿命期間を通した安定かつ効率的な運用の確保
 - ・宇宙基本計画（令和 5 年 6 月 13 日閣議決定）にうたわれる、宇宙活動を支える技術・産業・人材等の総合的基盤の強化

(3) 総合的評価

本事業を P F I 事業として実施することにより、定量的及び定性的効果を期待できることから、P F I 事業として実施することが適当であると認め、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 7 条の規定に基づき、本事業を特定事業として選定することとする。

別紙 定量的評価の根拠

1. PSC と PFI-LCC と VFM の値		
項目	値	公表しない場合はその理由
①PSC (現在価値ベース)	(非公表)	・その後の入札等において正当な競争が阻害されるおそれがあるため値は公表しない。
②PFI-LCC (現在価値ベース)	(非公表)	
③VFM (金額)	(非公表)	
④VFM (割合)	約2%	

2. VFM 検討の前提条件 (※)		
項目	値	算出根拠 (公表しない場合はその理湯)
①割引率	1.3%	・「VFM (Value For Money) に関するガイドライン」を踏まえ、1.3%に設定した。
②物価上昇率	—	・物価変動の影響は物価変動リスクの調整により行い、事業費の算定には物価上昇率は加味しない。
③リスク調整値	—	・「VFM (Value For Money) に関するガイドライン」を踏まえ、PFI-LCC に見込まれるリスク対応費用をPSCに考慮した。

※上記に加えて、税の還元等の調整として、国等が支払う消費税(10%)のうち国税相当分(7.8%)及び事業者が支払う法人税等のうち国税相当分を還元している。

3. 事業費などの算出方法			
項目	PSC の 費用の項目	PFI-LCC の 費用の項目	算出根拠
①整備費の算出方法	地上施設の整備等に関する業務に係る以下の費用を出来高で支払 ・施設の整備費 ・無線に係る設備の整備費 ・衛星管制に係る設備の整備費 ・気象センサデータ及び宇宙環境センサデータ並びに放射計データに係る設備の整備費 ・通報局資料に係る設備の整備費 ・周波数の確保、無線局の申請に要する費用	地上施設の整備等に関する業務に係る以下の費用を整備完了時点に一括で支払 ・施設の整備費 ・無線に係る設備の整備費 ・衛星管制に係る設備の整備費 ・気象センサデータ及び宇宙環境センサデータ並びに放射計データに係る設備の整備費 ・通報局資料に係る設備の整備費 ・周波数の確保、無線局の申請に要する費用 ・事業者の開業に伴う諸費用 ・建中金利 ・融資組成手数料 ・その他必要と認められる費用等	・PSCの各経費については、これまでの事業実績及び市場調査等を参考に算定した。 ・PFI-LCCの各経費については、これまでの事業実績及び市場調査等を参考とするとともに、民間事業者の技術力や創意工夫により実現できると見込まれる費用を算出した。
②維持管理費の算出方法	地上施設の維持管理等に関する業務に係る以	地上施設の維持管理等に関する業務に係る以	・PSCの各経費については、これまでの事業実

	<p>下の費用を発生年度に支払</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地上施設の維持管理費 ・地上施設の更新費 ・周波数の維持、無線局の再申請・検査費 ・その他必要と認められる費用等 	<p>下の費用を維持管理期間中に平準化して支払</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地上施設の維持管理費 ・地上施設の更新費 ・周波数の維持、無線局の再申請・検査費 ・その他必要と認められる費用等 	<p>績及び市場調査等を参考に算定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PFI-LCCの各経費については、これまでの事業実績及び市場調査等を参考とするとともに、民間事業者の技術力や創意工夫により実現できると見込まれる費用を算出した。
③運用費の算出方法	<p>本事業衛星の運用に関する業務に係る以下の費用を発生年度に支払</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛星管制に係る費用 ・気象センサデータ及び宇宙環境センサデータ並びに放射計データに係る費用 ・通報局資料に係る費用 ・その他必要と認められる費用等 	<p>本事業衛星の運用に関する業務に係る以下の費用を運用期間中に平準化して支払</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛星管制に係る費用 ・気象センサデータ及び宇宙環境センサデータ並びに放射計データに係る費用 ・通報局資料に係る費用 ・その他必要と認められる費用等 	<ul style="list-style-type: none"> ・PSCの各経費については、これまでの事業実績及び市場調査等を参考に算定した。 ・PFI-LCCの各経費については、これまでの事業実績及び市場調査等を参考とするとともに、民間事業者の技術力や創意工夫により実現できると見込まれる費用を算出した。
④その他の費用の算出方法	—	<ul style="list-style-type: none"> ・PFI事業の実施に係る公共側の費用 ・SPCの管理費 ・SPCの税引前利益 	<ul style="list-style-type: none"> ・PFI-LCCは、PFI事業実施に係るアドバイザー費用及びSPCの管理費等を計上した。
⑤附帯事業の算出方法	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・PSCの附帯事業は想定しないものとした。 ・PFI-LCCの附帯事業は独立採算が前提であるため、収入、費用ともに非計上とした。